

被災した住宅などの解体・撤去費用を償還します

申請は今月末まで

被災した住宅などの建物の解体や宅地内に流入したがれきを撤去した人へ、かかった費用を償還します。申請期限は今月末までです。早めに申請してください。

※すでに業者に解体・撤去を依頼していて、申請期限までに作業が終わらない場合は、相談してください。

申請期限 2月28日(木)まで

受付場所 災害廃棄物対策チーム(市役所本庁4階)

対象者 被災した建物や土地などの所有者で、すでに建物の解体やがれきを撤去した人

対象となる費用

①半壊以上の住宅(店舗兼住宅を含む)の解体・撤去費用

②半壊以上と認められ、二次災害につながる恐れや生活環境の保全に支障がある建物(空き家、倉庫などを含む)の解体・撤去費用

③宅地などの民有地に堆積したがれき(土砂のみは除く)の撤去費用

償還額 申請金額または市が定める基準で計算した額のうち、いずれか低い額

用意する物 本人確認書類、印鑑、被災(り災)証明書、登記事項証明書、施工前・中・後の写真、建物の配置図、撤去・解体に関する書類(契約書など)

※詳しくは問い合わせてください。

☎災害廃棄物対策チーム(☎0848・67・6157)

被災した建物の解体と災害で流入した土砂・がれきの撤去

申請は3月29日(金)まで

市は被災した住宅などの建物の解体や、宅地内に流入した土砂・がれきの撤去を行なっています。申請期限は3月29日(金)までです。早めに申し込んでください。

申請期限 3月29日(金)まで

対象者 被災した建物や土地などの所有者

対象となる物件

①半壊以上の住宅(店舗兼住宅を含む)

②半壊以上と認められ、二次災害につながる恐れや生活環境の保全に支障がある建物(空き家、倉庫など

を含む)

③宅地内に堆積した土砂(流木・岩石を含む)・がれき

手順 ①希望者は申し込み先に連絡②日程を調整後、担当職員が現地を訪問③要件などを確認し、今後の手続きや解体・撤去の流れを説明

申し込み先 災害廃棄物対策チーム(市役所本庁4階☎0848・67・6157)

※3月1日(金)からは都市開発課(円一町庁舎3階☎0848・67・6117)で申し込みを受け付けます。

ご支援いただいた 皆さまを紹介いたします

平成30年7月豪雨による災害では、たくさんの企業・団体・個人から温かい支援をいただいています。感謝の意を込めて、支援いただいた皆さまを順次、紹介します。(順不同・敬称略)

●寄付金・見舞金

【企業・団体】一般社団法人全国治水砂防協会▽うさと@ひろしま三原開催関係者一同▽久井町坂井原自治区▽三原青年会議所▽福井市役所▽日本ビーチボール協会(岩手県・東京都・奈良県・島根県・福岡県・広島県)▽三原やっさ祭り実行委員会 やっさサポーター

衛隊広島地方協力本部・統合幕僚監部・貨客船はくおう▽共和不動産株式会社 社広島営業所▽大成機工株式会社▽サントリーパーレツジサービス株式会社西条支店▽渡辺パイプ株式会社三原サービスセンター▽高砂香料西日本工場株式会社▽日本水工設計株式会社 広島支社

●寄付金・見舞金の総額

1億1071万4015円
(平成31年1月18日時点)

●災害ボランティア

延べ1万486人(平成31年1月18日時点)

●支援物資・給水応援など

【企業・団体】株式会社中国放送▽株式会社サンキ東広島支店▽株式会社セイエル尾道営業所▽株式会社福山臨床検査センター▽KD D I株式会社中国総支社▽亀田新聞舗▽防衛省 自



▲被災者支援のために糸崎岸壁に停泊する防衛省の貨客船はくおう(平成30年7月20日撮影)

(来月号に続きます)